

電子契約の導入について

1 事業概要

デジタル化の取組の一環として、一部の案件で電子契約を導入する。

2 電子契約とは

『紙の契約書に記名・押印』を行う従来の手法に代わり、インターネットクラウドにアップロードした『データの契約書に電子署名』を付す新しい契約の手法。 ※ 相手方を認証するメールアドレスがあれば対応可能。

3 電子契約のメリット

- ① 印紙税や印刷等が不要になる。(コストの削減)
- ② 契約文書の作成、押印、書類提出等の手間がなくなる。(業務の効率化)
- ③ 文書改ざんや紛失等のリスクが軽減される。(コンプライアンス強化)

4 本市の電子契約の特徴

電子契約には、インターネットクラウドを使用する必要があるが、他の自治体では、インターネットクラウド事業者と委託契約を結び、使用するクラウドを特定しているため、限定的な利用になっている。

(1) 公民連携による対応

本市の電子契約の手続きは、複数のインターネットクラウド事業者と協定を結び、その中から受注者がインターネットクラウドを選択し、市に電子署名の依頼を行う形とする。

公民連携による取組であり、市の財政負担はなく、他の自治体でも見られない仕組みとなっている。

この対応により、契約対象の拡大や受注者(民間)の電子契約の普及促進にも寄与すると考えている。

(2) クラウド協定事業所

現時点で、5者のインターネットクラウド事業者と協定を締結しているが、今後も、協定先を増やすとともに、協定を結んだ事業者とは、連携して、電子契約の普及を図っていく。

- ① (株)N×ワンビシアーカイブズ
- ② GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)
- ③ アドビ(株)
- ④ 日鉄日立システムエンジニアリング(株)
- ⑤ (株)弁護士ドットコム(株)

5 導入時期及び対象

本日以降に発注する建設工事や建設コンサルタント業務に係る契約(建設工事: 予定価格130万円超、建設コンサルタント業務: 50万円超)。

※ 他の業種や上下水道局発注案件は、順次、拡大する予定

【問い合わせ先】

宮崎市 総務部 契約課

電話 21-1725